

岩手の産業保健情報誌

パートナーズ



冬の狛鼻溪〔一関市〕

記事

- 年頭の挨拶
- 「労働安全衛生法等の一部を改正する法律」が可決・成立
- 第4回「職場におけるこころと体の健康管理推進月間」
- 健康管理講座 ― 人間関係・コミュニケーションについて ―
- 労働衛生工学講座 ― 騒音個人ばく露(平均騒音レベル)測定の実務 ―
- 産業医共同選任助成金と深夜業従事者の自発的健康診断助成金のご案内

vol. **29**
2006.1



独立行政法人労働者健康福祉機構
岩手産業保健推進センター

目次

「新年を迎えて」 岩手産業保健推進センター 所長 石川 育成 …… 1

●「労働安全衛生法等の一部を改正する法律」が可決・成立
労働安全衛生法の改正概要 …… 2
 (1)危険性・有害性の低減に向けた事業者の措置の充実
 (2)過重労働・メンタルヘルス対策の充実(面接指導制度の創設)
労働安全衛生法の一部を改正する法律の改正概要(抜粋) …… 5

●産業保健活動推進キャンペーン(期間 平成18年2月1日~28日)
第4回「職場におけるこころと体の健康管理推進月間」 …… 7

●健康管理講座
職場のメンタルヘルス:人間関係・コミュニケーションについて その4
 カウンセリング担当相談員 今松 明子 …… 8

●労働衛生工学講座第10回
騒音個人ばく露(平均騒音レベル)測定の実務
 労働衛生関係法令担当相談員 関 向 和 明 …… 10

「産業医共同選任助成金と深夜業従事者の
 自発的健康診断助成金のご案内」



■表紙の写真…冬の狛鼻溪(一関市)

大正14年に国から名勝に指定され、日本百景の一つにも数えられる「狛鼻溪」。高さ100m余り、奥行き約2kmに及ぶ巨岩絶壁が連なる深谷を船頭さんの漕ぐ舟に乗り、四季の風情を楽しめます。12月1日からは、こたつで温まりながら、川岸の冬景色を楽しめる「こたつ舟」が運行する。

【訂正とお詫び】

前号vol.28の表紙の写真の紹介で間違いがあり、「大崎ダム」を「大峠ダム」と訂正させていただきます。お詫び申し上げます。

ミニ情報

石綿に係るリーフ(労災補償関係)が新たに厚生労働省から示されました。

医師の方へ



労働者の方へ



「新年を迎えて」

岩手産業保健推進センター 所長

石川 育成



平成18年の年頭にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃は、当センターの事業に深いご理解とご支援を賜り、誠に有り難く、厚く御礼申し上げます。

昨年は、「郵政民営化」問題で国会が揺れ、衆議院の解散総選挙により過重労働対策を含む改正労働安全衛生法案が審議途中で廃案となり、特別国会再提出で可決成立するなど、その過程は「想定外」でありました。又、「石綿障害予防規則」の施行にあわせるかのようにアスベスト（石綿）による一般住民の健康被害（中皮腫等）が社会的問題としてクローズアップされ、当センターにおいても「健康相談窓口」設置などの対応を行いました。

このような中、当センターは今年で設置後9年目を迎えますが、独立行政法人の地方機関として、国が直接行っている事務・事業の内の一部を自らの創意と工夫で仕事を計画的に行い、いわゆる「自己責任」による業務の効率性、質の向上、透明性の確保を求められております。このため、各種業務の実施回数や利用者の満足度について数値目標を定めたバランススコアカードによる事業管理や、資産の有効活用を図るために県を越えて業務集中化を行うなどの業務改善が始まっています。

当センターといたしましては、本年が日本人口の減少転換年であること、更に団塊世代の定年も間近に控えていること等の状況も踏まえ、今後とも事業場における産業保健活動を支援するため、岩手労働局、(社)岩手県医師会、各地域産業保健センター並びに関係機関と連携を図り、皆様のご意見を伺いながら、これまで以上に産業保健関係者のニーズを的確に把握し、満足度の高いサービスの提供により事業の更なる質の向上に努めてまいり所存でございますので、当センターの業務運営に対し、益々のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、皆様方のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律」が可決・成立

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律」が昨年10月27日、第163回特別国会で可決・成立いたしました。この法律は一部を除き平成18年4月1日から施行されます。

この「労働安全衛生法等の一部を改正する法律」は、

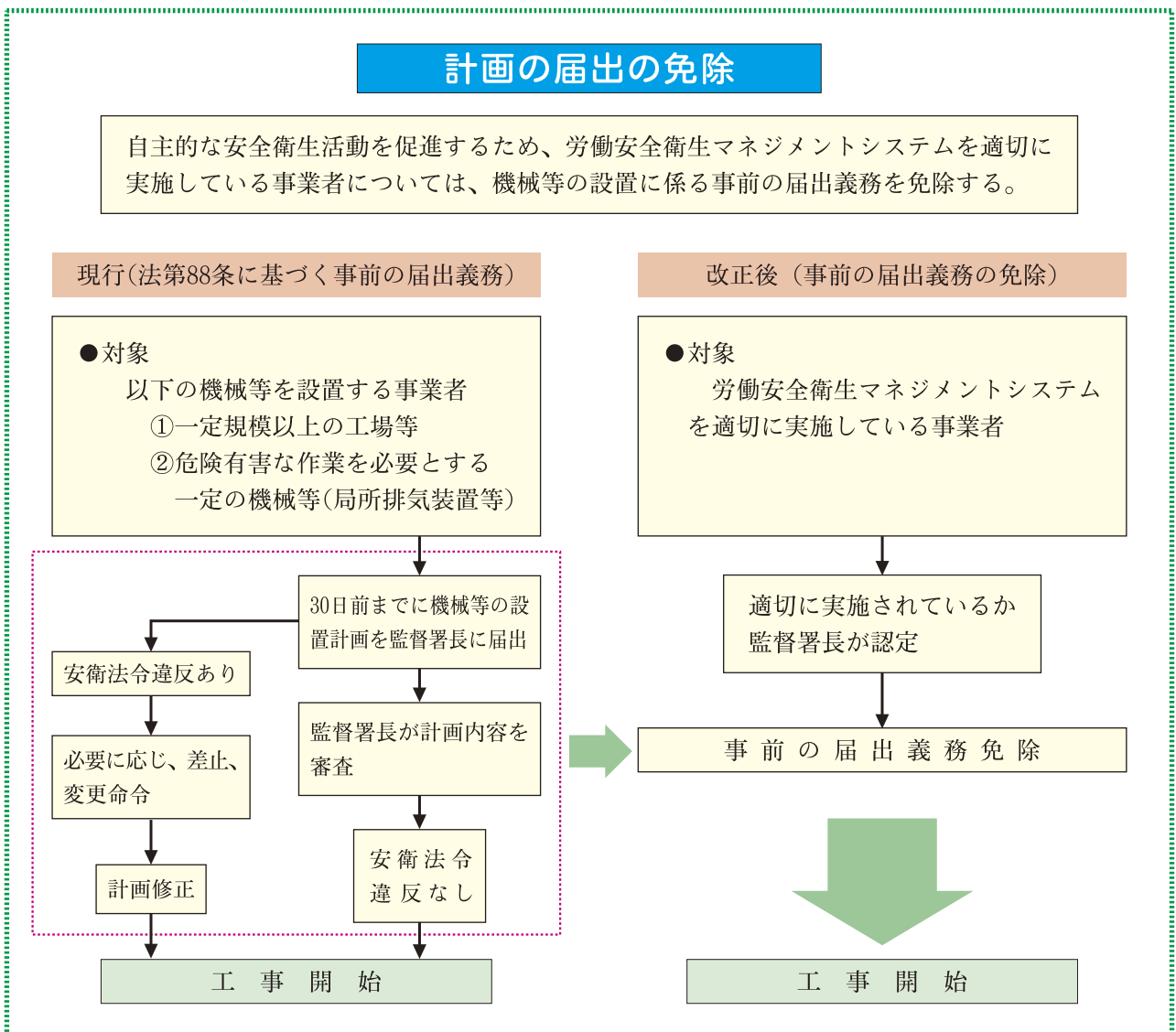
- ① 労働安全衛生法
- ② 労働者災害補償保険法
- ③ 労働保険の保険料と徴収等に関する法律
- ④ 労働時間の短縮に関する臨時措置法

の4つの法律を一部改正するものですが、労働安全衛生法の改正概要は、次のとおりです。

(1) 危険性・有害性の低減に向けた事業者の措置の充実

① 事業者による自主的な安全衛生活動の促進

労働災害の要因となる危険性・有害性に係る調査及び低減措置を拡充するとともに、こうした措置を適切に実施していると認められる事業者については、機械等の設置に係る事前の届出義務を免除する。



② 化学物質の容器・包装への表示・文書交付制度の改善

- 化学物質の有害性に加え、危険性も対象に追加
- 絵表示の導入 など



③ 発注者等による請負人への危険有害情報の提供

一定の化学物質を取り扱う設備の改造等の作業の発注者等が請負人に対して必要な情報提供を行う。

④ 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整等の実施

混在作業における労働災害の防止のため、製造業の元方事業者が作業間の連絡調整等を行う。

(2) 過重労働・メンタルヘルス対策の充実

事業者は、一定時間（月100時間）を超える時間外労働等を行った労働者を対象として、医師による面接指導を行う。

面接指導制度を創設

■面接指導〔義務〕

1週間当たり40時間を超えて行う労働が
1月当たりで月100時間を超え、
疲労の蓄積が認められる者(申出により実施)

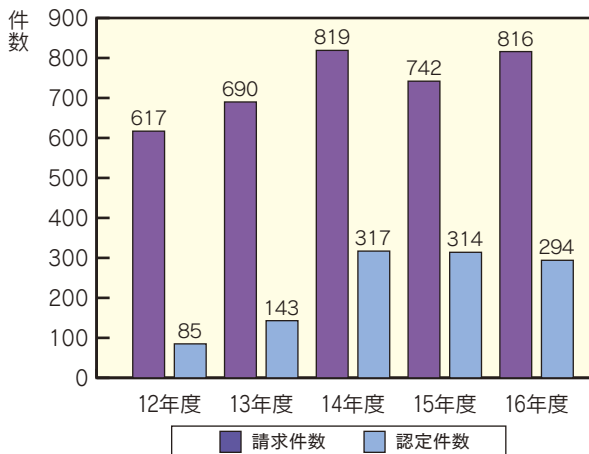
産業医による
面接指導受診
の勧奨

■必要な措置〔努力義務〕

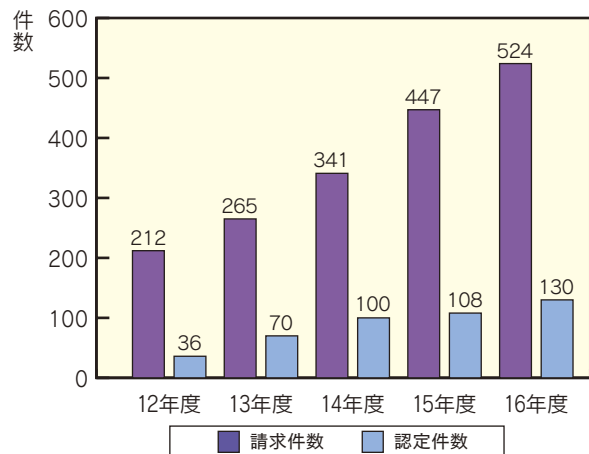
面接指導を受けない労働者であっても

- ① 長時間にわたる労働により疲労の蓄積が認められ
又は労働者自身が健康に不安を感じた者(申出により実施)
- ② 事業場で定めた基準に該当する者

■メンタルヘルス面もチェック



脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災補償状況



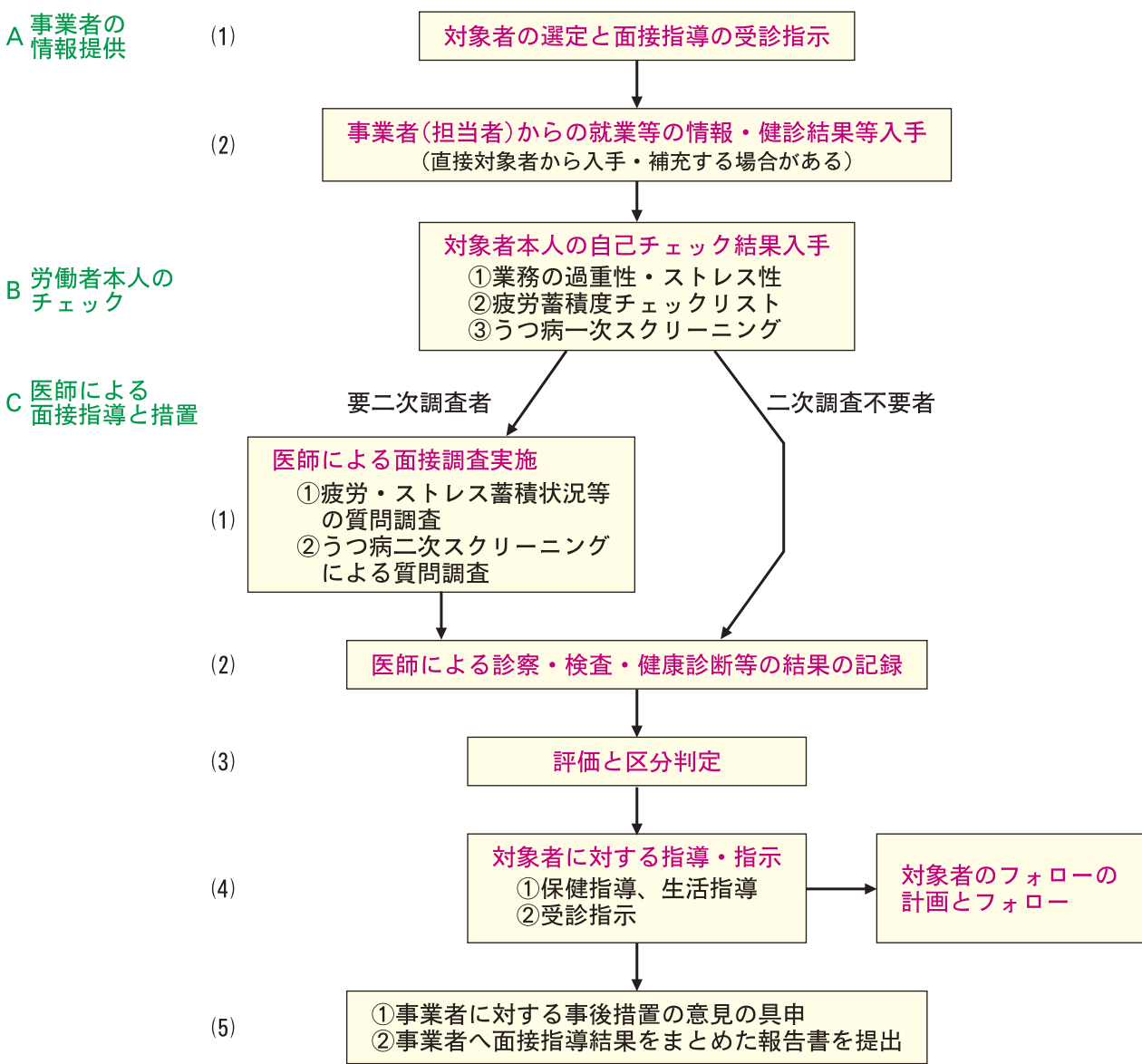
精神障害等の労災補償状況

面接指導の概要

面接指導は、適切な労働時間管理と健康管理に加え、長時間の労働により疲労が蓄積している労働者について、その健康状況を把握し適切な措置を講ずることが必要であることによるものである。

面接指導の流れは一般的には、まず①事業者（人事・労務担当者等）による面接指導の対象者の選定と面接指導受診指示より始まり、ついで②事業者から当該労働者の労働時間等の就業状況に関する情報を受けた③産業医等による医師の面接指導の実施、④その結果による医師の当該労働者に対する保健・生活指導及び医療受診指導、⑤事業者に対する事後措置等に関する意見の提示につづき、⑥事業者による事後措置の実施が実践され、さらに事業者責任において⑦面接指導の結果の記録及び⑧医師の意見の衛生委員会等への報告というものである。

面接指導の手順と進め方



「労働安全衛生法等の一部を改正する法律」の改正概要（抜粋）

第1 労働安全衛生法の一部改正

1 事業者の行うべき調査等

- (1) 事業者は建設物、設備、作業等の危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。ただし、危険性又は有害性等のある化学物質等に係る調査以外の調査については、製造業等の業種に属する事業者に限るものとする。（第28条の2第1項関係）
- (2) 厚生労働大臣は、(1)の措置に関して、必要な指針を公表するものとする。（第28条の2第2項関係）
- (3) 厚生労働大臣は、(2)の指針に従い、事業者に指導、援助等を行うことができるものとする。（第28条の2第3項関係）

2 製造業等の元方事業者等の講ずべき措置

- (1) 製造業等の事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整その他必要な措置を講じなければならないものとする。（第30条の2第1項関係）
- (2) 分割発注のため(1)の措置を講ずべき者が2以上あるときは、発注者等は、(1)の措置を講ずべき者として1人を指名しなければならないものとする。（第30条の2第2項関係）

3 化学物質等を製造し、又は取り扱う設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置

化学物質等を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないものとする。（第31条の2関係）

4 化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善

- (1) 危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して容器又は包装に名称等を表示しなければならない物に追加するとともに、容器又は包装に表示しなければならないものとして、当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるものを追加等する。（第57条第1項関係）…H18年12月1日より施行
- (2) 危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して相手方にその名称等を文書の交付等の方法により通知しなければならない物に追加する。（第57条の2第1項関係）

5 健康診断実施後の措置等

- (1) 労働安全衛生法第66条の4の規定による医師又は歯科医師の意見の衛生委員会等への報告を健康診断の実施後に講ずべき措置として明記する。（第66条の5第1項関係）
- (2) 特殊健康診断を受けた労働者に対するその結果の通知について、一般健康診断の結果の通知と同様にこれを行わなければならないものとする。（第66条の6関係）

6 面接指導等

- (1) 事業者は、その労働時間の状況等が厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならないものとする。（第66条の8第1項関係）

- (2) 労働者は、(1)の面接指導を受けなければならないものとする。ただし、事業者の指定した医師が行う(1)の面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を事業者に提出したときは、この限りでないものとする。(第66条の8第2項関係)
- (3) 事業者は、面接指導の結果の記録、面接指導の結果に基づく必要な措置についての医師の意見の聴取、その必要があると認める場合の作業等の変更、医師の意見の衛生委員会等への報告等の措置を講じなければならないものとする。(第66条の8第3項から第5項まで関係)
- (4) 面接指導の実施に従事した者は、知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないものとする。(第104条関係)
- (5) 事業者は、(1)の面接指導を行う労働者以外の労働者で健康への配慮が必要なものについて、必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。(第66条の9関係)

7 計画の届出の免除

1の(1)に定める措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、労働基準監督署長が認定した事業者について、労働安全衛生法第88条第1項又は第2項の規定による建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を免除する。(第88条第1項及び第2項関係)

8 教習及び技能講習制度の見直し

「地山の掘削作業主任者技能講習」と「土止め支保工作業主任者技能講習」との統合、「ボイラー据付け工事作業主任者技能講習」の廃止、「特定化学物質等作業主任者技能講習」から「石綿作業主任者技能講習」の分離等を行う。(別表第17及び18関係)

9 その他

- (1) 罰則に関し所要の改正を行う。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

第5 その他

1 施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行するものとする。ただし、第一の4は平成18年12月1日から、第四の10は公布の日から施行するものとする。(附則第1条関係)

2 経過措置

- (1) 平成20年3月31日までの間における第一の6の適用については、労働安全衛生法第13条第1項の政令で定める規模の事業場に限りものとする。(附則第2条関係)

…50人未満事業場は H20年4月1日より適用

- (2) (1)に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。(附則第3条から第12条まで関係)

3 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の規定の整備を行う。(附則第14条及び第15条関係)

産業保健活動推進キャンペーン

第4回・職場におけるこころと体の健康管理推進月間

(期間：平成18年2月1日～平成18年2月28日)

岩手県内の景気は、製造業の一部（自動車関連）や金融機関など一部業種は上向いているものの、他の業種の多くは依然厳しい状態が続いており、労働時間も長時間労働を行う正社員と短時間の労働を行うパートタイム労働者のいわゆる労働時間の長短の二極化が進み、正社員では成果主義の広がりなど人事労務管理の変化により、長時間・過密労働のいわゆる過重労働に結びついている現状があります。また、労働者の健康実態を見ると、産業構造の変化と高齢化が進む中、平成16年の健康診断結果有所見率は56%（全国47.5%）と昨年を0.6%上回る高い率が続き、特に血中脂質等生活習慣病関連の有所見率が高くなっています。また、平成14年労働者健康状況報告（厚生労働省全国調査）によれば、「自分の仕事や職業生活に関して強い不安・悩み・ストレスがある。」とした労働者の割合が61.5%となっています。

このような中、過重労働対策の強化を図るために労働安全衛生法の一部改正（平成18年4月1日施行）が行われ、時間外労働が月100時間を超え、疲労の蓄積が認められる者で申し出があるものに対し「医師による面接指導」が新たに規定されました。この面接指導について、「医師の面接指導マニュアル」では、その目的を特に過労死や過労自殺等の未然防止、早期発見・早期対処とし、対象疾患を「脳・心臓疾患」と「メンタルヘルス不調」としています。

岩手産業保健推進センターでは、働く人々の健康確保を図ることへの支援と援助を進めており、2月を「職場におけるこころと体の健康管理推進月間」とし、これらの情報の周知や啓発を図ることとしています。

各事業場におかれましては、このキャンペーンを機会に従業員に対する心とからだの健康対策を今一度振り返り、従業員の健康と快適な職場の形成に向けた取り組みを推進されますようお願い申し上げます。

独立行政法人労働者健康福祉機構
岩手産業保健推進センター

職場におけるこころと体の健康管理推進



キャンペーン月間

平成18年
2月1日～28日

実施内容

- ①パンフレットの配布
- ②「健診結果活用ガイド」の配布
- ③職業性ストレス・疲労蓄積度チェックリストの配布 (CD-ROM)

独立行政法人労働者健康福祉機構
岩手産業保健推進センター
〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号マリオス12階
tel. 019-621-5366
HPアドレス <http://www.sampo03.jp> Eメール lwate@sampo03.jp

職場のメンタルヘルス

人間関係・コミュニケーションについて その4



カウンセリング担当相談員

今松明子

いままつ・あきこ

人間関係・コミュニケーションは古くから多くの心理学者により多種多様な角度、方法から研究がなされています。いい人間関係が築けなかったり、いいコミュニケーションがとれなかった場合、その原因を「あんな人だから」とか「あんな考え方をするから」とかの相手の性格や行動に起因するのだと私たちは思いがちです。確かにそんな場合もあるでしょう。しかし、「相手が変わってくれば、」では半永久的に何にも変わらないのではないのでしょうか。まず、対人関係における人間の特性を理解し、自分の行動、コミュニケーションの癖を見直し、自分自身の認知を変えていくことがいいコミュニケーションに、いい人間関係づくりには重要です。

第4回目の今回は自己振り返り、自己理解のリフレクションです。

【リフレクション】

人間的コミュニケーションの基本構造としてリフレクションの重要性を強調した最初の理論家はアメリカのG. H. ミードだ。

Aの身ぶりに対して、Bが反応し、Bの反応がA刺激となりAの反応を呼び起こす、これがコミュニケーションの基本である。これを「身ぶり会話」(conversation of gestures)という。ただし、人間のコミュニケーションの場合は当然ながら言葉が介在する。ミードはこれを「音声身ぶり」(vocal gesture)と呼んでいるが、「音声身ぶり」が、動物の身ぶりや人間の他の身ぶりとはちがうところは、相手に聞こえるのとほぼ同じように自分自身もそれを聞くということだ。他の身ぶり——たとえば表情——は自分には見えない。しかし、「音声身ぶり」によって、人間は相手に引き起こす反応を

同時に自分自身の中にも引き起こすことができる。つまり、人が他者に話しかけると、その人は自分自身にも話しかけ、他者に呼び起こす反応と同様の反応を自分自身のなかにも呼び起こしていることになる。その結果、他者の反応を自分の中に取り入れることができる。つまり、自分のやっていること(身ぶり)が自分自身にも理解できるというわけである。これがリフレクションだ。

リフレクションとは自己理解の方法で自分を主題化し理解することである。それは自分の内部から内観や悟りのように自分を捉えることではなく、自分自身をあたかも他人を見るかのように捉え返すことと言える。従って、この場合に理解される自己とは他者としての自己といえるのではないだろうか。リフレクションはわたしたちの日常生活のなかにある。わたしたちは反省する。これもリフレクション。リフレクションは良好な人間関係をつくるために重要なヒントになるであろう。

【あなたはどのような性格?】

人は誰でも「性格」に興味を抱く。しかし、一言で表わせるほど人の性格は単純ではない。誰もが、表面だけを見たのではわからない複雑さをもっている。だからこそおもしろいと言える。

「あなたの性格は?」と聞かれたら、何と答えるだろうか? すらすらと自分を表現する人も、なかなか答えられない人もいるだろう。自己分析が説得力をもつ人もいるし、自己イメージと他者の受ける印象がまったく異なる人もいる。その自己イメージが、本当の自分ではないケースも少なくない。だから自分の性格でさえ、人はなかなか把握できない。

この辺を心理学的に説明しているのが「ジョハリの窓」。アメリカのジョセフ・ルフト (Joseph Luft) とハリー・インガム (Harry Ingham) という二人の心理学者が提唱したもので二人の名前から「ジョハリの窓」(参照: 図1) と名付けられている。縦横掛け合わせて見ていくが、自分も他人も知っている開かれた窓、自分が知っていて他者は知らない隠された窓、自分が知らなくて他者が知っている気づかない窓、自分も他者も知らない未知の窓の4つを誰もが持っていて、外窓枠の大きさは同じでも、それぞれの窓の大きさは人によって違い、それぞれの大きさを自ら変える事ができるとしている。

自己理解も他者理解も、相互作用(じっさいにかかわりあうこと)としての言語的コミュニケーションにおいて実現され、それが開かれた窓の拡大につながる。当然、自己理解が新たな他者理解によって深まっていくこともある。それまでの「気づかない窓」が、「開かれた窓」への変換といえるだろう。また、他者の行動によって生じた社会現象を自分の視点で捉え返すことによって自己理解も深まるということは良く経験することではないだろうか。これは「隠された窓」から「開かれた窓」への変換といえなくもない。

開かれた窓の大きさは‘共有’の大きさであり、他者とのコミュニケーションをスムーズに行え、良好な関係を作れる可能性の高さであろうことが推測できる。しかし、一生かかっても知り尽くせないのが自分自身かもしれない。これが未知の窓だ。‘共有’部分が大きくなることは、すなわち自分自身を知ることには他ならない。だからこそ、自分をよく見つめ直すことが必要だ。ここに自分

	自分は知っている	自分は知らない
他人は知ってる	Open Window 【開かれた窓】 他人に対してはつきり表明された心	Blind Window 【気づかない窓】 自分にはよくわかっているが相手には本心を隠している心
他人は知らない	Hidden Window 【かくされた窓】 本人は気づいていないが、他人からはよく見えている心	Dark Window 【未知の窓】 無意識で自分でも他人でもわからない心

図1 ジョハリの窓

自身を知るための方策としてリフレクションの重要さがある。

自分を理解することは自分の価値を認めることだ。自信過剰も卑下もいけない。これと同様に大切なことは自分と違う相手の性格に気づき尊重すること。これが良好な人間関係を構築し、互いに理解し、成長していくためのヒントになっていくはずである。

多くの人にとって職場の人間関係が大きなストレスになっている

ことが判っている。今そういうストレス(不快な感情)があり、それが病気を引き起こしたり、治るのを妨げていそうなら、その原因を自分でよく考えて解決するよう努力しなければいけない。結果的に自分が自分自身をコントロールできるようになれば、身体の中で種々の病気に対する抵抗力が増加し、病気の予防や治癒力が増大するとアイゼンク(eysenck)は言っている。ここにもリフレクションの意味が見いだせそうである。



騒音個人ばく露 (平均騒音レベル) 測定の実務



労働衛生関係法令担当相談員
財団法人労働安全衛生協会 課長

関向和明

せきむかい かずあき

騒音職場の労働衛生管理は「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年 基発第546号)において、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育について体系化されている。

対象となる騒音源を特定し、作業環境測定の実施及び結果の評価(良し悪し)を行い、管理区分にしたがって設備改善等の必要な措置を行なうものである。また、評価に基づいて第Ⅱ管理区分、第Ⅲ管理区分の区域を明示して、防音保護具を使用させることとしている。同時に健康管理として雇入れ時及び定期の健康診断を実施して健康診断結果に基づく事後措置を講ずることになっている。

作業環境測定は有害化学物質と同様、作業環境の平均騒音レベルを下げるためのものであり、個人の騒音ばく露モニタリングではないので、これを補完するものとして個人ばく露モニタリングが作業管理(作業方法の改善、作業時間管理、保護具の着用の判断等)のための情報となりうる場合がある(ただし、これには時間加重平均ばく露騒音レベルの測定と同時に、作業の場所と作業時間および作業中の騒音レベルの記録が必要である)。

今回の労働衛生工学講座は個人にマイクロフォンを装着して作業時間中の平均騒音レベルを把握するための測定器の使用方法について紹介する。

作業環境騒音個人ばく露測定機器の使い方

作業環境騒音測定用データロガー NB-13B 及びデータ処理装置 SV-13の使用方法

NB-13B 及び SV-13は工場などで作業者が受ける騒音の量を個人別に測定し、評価する装置です。NB-13B はデータロガー(データ収集部)で、小型のマイクロフォンとポケットサイズの本体からなり、作業者に一定時間装着して作業中の騒音を信号として取り込む機器です。SV-13はデータ処理装置で、NB-13B によって取り込まれたデータを読み込み、必要な計算及び評価を行い、プリンタによって印刷する機能を持っています。

NB-13B の使い方

電池のセット及び接続

- 底面にある電池室のフタをコインなどで反時計回りにまわしてフタ全体を取る。



当センターでは作業環境測定用機器の貸出および、相談員が直接出向き、機器の使用方法や測定のポイ

- バッテリコネクタをケースからはずし、バッテリーケースを電池収納部より引き出す。
- バッテリケースに単三形電池4本を表示どおりの極性に合わせて入れ、収納する。この際、本体内部にあるケースの保護フィルムに引っかかることがあるので、注意する。
- バッテリコネクタを極性に注意して接続する。
- 電池室フタを閉め、ねじで固定する。



- マイクホンコードのプラグを接続端子にガイドを合わせて差し込み、固定ねじを時計方向に回して固定する。



電池電圧のチェック

- ①START / STOP スイッチを「STOP」
- ②MEAS / CAL を「MEAS」
- ③電源スイッチを「ON」
- ④電池電圧チェックボタン「B.C」を押す。
 “H” ランプ点灯：24時間測定可能
 “M” ランプ点灯：8時間測定可能
 “L” ランプ点灯：電池交換が必要



校正

- ①START / STOP スイッチを「STOP」
- ②電源スイッチを「ON」
- ③MEAS / CAL を「CAL」
 ※電源電圧チェックに引き続いて行う場合は
 ①②は不要。
- ④マイクホンを音響校正器 NC-73 に静かに挿入し、校正器の電源を入れる。
- ⑤電圧モニター・校正ランプの“M” が点灯するように、校正用ボリュームを回す。



④マイクロフォンに衝撃を与えたり
変形させないように静かに挿入する



スイッチ

測定

調整したマイクロフォンを作業者の耳に近い位置にクリップ等で固定し、腰ベルトなどを利用してNB-13Bを作業に支障がない場所（後ろの腰など）にしっかりと装着する。測定操作は次のとおり。

- MEAS / CAL を「MEAS」にする。
- S / F（動特性切替スイッチ）を騒音の種類に応じて選択する（通常は“F”）。
- PAUSE / RUN（ポーズスイッチ）を「RUN」にする。
騒音計部が安定してから（約50秒後）データの取り込みが開始される。
- START / STOP スイッチを「START」にする。
- 一時的にデータの取り込みを中断するときは、ポーズスイッチを「PAUSE」にし、再開するときは「RUN」にする。
- 測定を終了するときは START / STOP スイッチを「STOP」にする。
※電源スイッチを「OFF」にするとデータはクリアされる。
※新しい電池を使用した場合、ストップの状態でも2、3日間データを保持する。
※データ転送中、ランプが全部点灯した場合は、一度ポーズスイッチを「PAUSE」にして中断状態にする。

操作の早見表

動作 \ スイッチ	電源 スイッチ	電源電圧 チェック ボタン	測定/ 校正切替 スイッチ	動特性切替 スイッチ	スタート/ ストップ スイッチ	ポーズ スイッチ	ランプ		
							L	M	H
使用しない時	OFF								
電池電源チェック	ON	押す	MEAS		STOP		●	●	
校正時	ON		CAL	F	STOP		●	—	
測定時	ON	使用可	MEAS	F/S	START	RUN	—	—	—
ポーズ時	ON		MEAS		START	PAUSE	—	—	—
データ転送時	ON		MEAS		STOP	RUN	—	●	—

データ処理方法

- ①処理装置 SV-13とプリンタを接続する。
それぞれの電源を入れておく。



SV-13
レバーを上げると赤ランプ点灯



処理装置
SV-13

プリンター

プリンタは単票用紙を使用するので、そのためのガイドをセットしておく。

A4サイズ用紙をセットし、セットレバーを一旦プリンタ前面パネル側に倒し、再度戻す。

※用紙が印字先端に自動的にセットされる。これで準備完了。



②データロガー NB-13B を SV-13 に接続する。



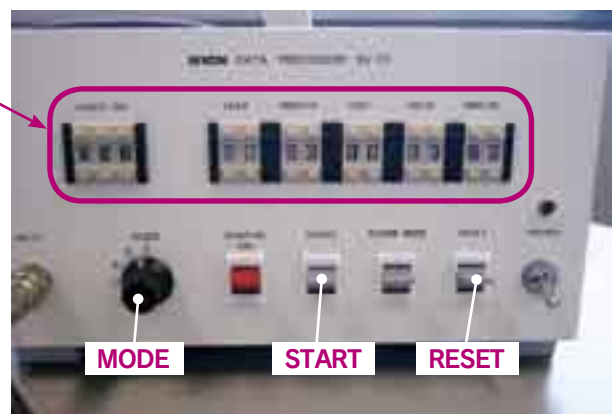
③SV-13の前面パネルで、インデックスと年月日等を設定する。“+” “-” ボタンを押して切り替える。

④「MODE」を“1”に設定する

「RESET」を押してから、「START」を押す。

⑤プリンタが動作し、データが印字される。

測定時間内の等価騒音レベルが表記され、プリンタの設定が「GRAPHIC」の場合は作図も行われる。

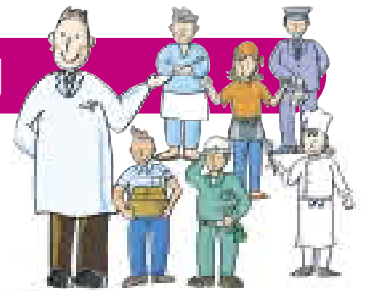


タイムスタディの記録

ばく露測定中の作業者の行動範囲、作業内容（騒音発生作業、騒音発生設備や工具の取り扱い方）を時系列で記録し、測定結果の評価を行うときに作業内容と騒音レベルの対比ができるようにしておく。測定は休憩及び昼休み時間を除く作業時間中（開始から終了まで）継続して行い、評価は日本産業衛生学会で勧告する騒音の許容基準を用いる。

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金のご案内

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金は、常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場の事業者が、産業医の要件を備えた医師を共同して選任し、当該医師から提供される産業保健サービスを受けて実施する産業保健活動により、労働者の健康管理等を促進することを奨励するために支給されます。



支給対象となる事業者

産業医の要件を備えた医師を共同して選任し、当該医師に労働者の健康管理等の全部または一部を行わせる一定の要件を満たす小規模事業場の事業者が助成金の支給対象となります。

支給申請時期

助成金の申請時期は、①毎年4月から5月末日まで②6月1日から6月末日まで③10月1日からと10月末日まで（初年度申請分のみ）

助成金が支給される期間

助成金は、3か年度を限度として支給されますが、2年度目、3年度目についても、継続のための申請が必要です。

助成金の支給額

助成金は、1の事業年度につき小規模事業場の規模に応じて1事業場当たり次の額が支給されます。ただし、その医師を共同して選任するのに要した費用の額が下記の金額を下回る場合は、当該医師を選任するのに要した費用の額が支給されます。

小規模事業場の区分	金額/年
常時使用する労働者数が30人以上50人未満の事業場	83,400円
常時使用する労働者数が10人以上30人未満の事業場	67,400円
常時使用する労働者数が10人未満の事業場	55,400円

自発的健康診断受診支援助成金のご案内

支給対象者

● 深夜業務に従事した方

勤務した時間の一部が午後10時から翌日の午前5時にかかる方も含まれます。

1. 常時使用される労働者
2. 自発的健康診断を受診する日前6か月の間に1か月当たり4回以上（過去6か月で合計24回以上）深夜業務に従事した方

助成金額

● 健康診断に要した費用（消費税も含む）の3/4に相当する額

上限 7,500円

※自発的健康診断とは、事業主の行う定期健康診断以外に労働者個人の意志で受ける健康診断をいいます。

※人間ドックにも利用できます。

※助成は、各年度につき1回に限ります。

※労働保険非適用事業に勤務する労働者は対象となりません。



深夜でも頑張るあなたが、明日も元気でいられるように。深夜業務の方のための助成金があります。



独立行政法人労働者健康福祉機構 岩手産業保健推進センター

〒020-0045

盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号マリオス12階

tel.019-621-5366 fax.019-621-5367

ホームページアドレス <http://www.sanpo03.jp/>

メールアドレス iwate@sanpo03.jp

ご利用いただける日時

休日を除く毎日午前9時～午後5時

休日/毎土・日曜日及び祝祭日・年末年始

